

はしがき

自動運転技術の発展はめざましく、10年前はまだ珍しかった自動ブレーキ等の機能は、今や販売される自動車のほぼ全てに搭載されるようになった。運転支援があることで追突等の事故が減少し、車の安全性が高まったとされる。また、全国で無人の自動運転バス・タクシーの運用も始まっている。自動運転は事故削減に加え労働力不足を補い、また交通弱者の移動手段としてますます重要性が高まっているといえる。

一方で交通事故の問題は避けて通れない。海外では自動運転の車による死亡事故が起きており、国内でも10件を超える事故が報告されている。当事者双方に落ち度があって事故が起きた場合、基本的に両者の過失割合を考慮し負担すべき損害賠償額が決まる。過失割合は、もともと運転するのは人のみという前提で、判例等を参照し基準が作られてきた。しかし、運転支援車は人とシステムが言わば協働して安全運転を実現しており、無人の自動運転車に至っては人が運転していない。このように人の運転そして事故への関わりが急激に変化する中で、従来の基準をそのまま適用し賠償額を決めること、また人の運転を前提とした法を適用し紛争解決を図ることに、当事者ひいては社会の納得が得られるであろうか。交通事故の紛争解決は、法律専門家が策定した基準等によることが所与のものとされてきた。しかし、本来法やそれに基づく解決基準は、人相互間で生じる紛争を解決するために存在するのであり、解決を導くには当事者ひいては社会の構成員が解決のプロセスおよび結果について、納得を得られるものである必要があると思われる。自動運転車による事故の法的責任について様々な会議体で議論が行われているが、市民と法律専門家の感覚の乖離を明確にしないまま制度設計や責任のあり方の議論が進むと、制度自体が社会に受け入れられ難くなったり、自動運転という存在への忌避感につながるのではないかという危惧がある。

本書はこのような問題意識に基づき、過失割合の基準による解決ひいては交

通事故の民事責任制度の姿を、法律の非専門家である一般人の視点で評価し、法による解決と一般人の責任の感覚にどのような齟齬があるのか、この違いを乗り越えて法の論理の一貫性を考慮しつつ、一般人の責任感覚を取り入れ納得が得られる解決を導くにはどのような取り組みが必要か検討することを目的としている。

序章では本書の問題意識を簡潔に示し、第1章は自動運転のレベルの定義と自動運転を取り巻く法制度の概要、第2章では運転支援車の普及状況と事故削減効果、その一方で指摘される運転支援車ないし自動運転車の事故リスクについて述べる。第3章は、交通事故が発生したときの民事責任、主に不法行為責任、運行供用者責任、製造物責任に関する現在の制度を概説する。第4章は当事者が負うべき具体的な責任の大きさ、具体的には賠償額の決定に関わる要素に着目する。法的には過失割合の基準が大きな役割を果たすので、基準の構造と課題を述べる。心理学の分野では、自動運転車と従来の人が運転する車両に対する責任帰属の違いについて研究が行われており、主なものを紹介する。第5章では、自動運転の高度化に伴い従来法制度に迫られる変化とその課題について、法律と心理学の観点から検討する。第6章から第10章は一般人の責任判断に関する質問紙調査の結果である。第6章では従来型車両、第7章では運転支援車が関与した事故について、多様な事故態様を対象に基準と一般人の責任感覚の相違を明らかにする。第8章では、第7章の中から特徴的な事例を取り上げ、一般人の過失割合の判断に影響を与える要素について、「責任」という言葉の多義性と、一般人が重視する道交法上の要素に着目して検討する。第9章では、より高度な自動運転車を対象に、同車が新たな危険を作出した場合、もらい事故の場合、従来型車両と同様の事故を発生させた場合を取り上げ、一般人の責任判断の特徴とそのような判断が行われる理由を明らかにしたい。第10章では、制度構築に関わる論点への一般人の感覚とその理由について調査した結果を述べる。終章では以上の調査結果を踏まえ、自動運転が高度化した交通社会で、市民の納得が得られる民事責任と紛争解決手段のあり方を検討する。

なお、自動運転車の責任のあり方は、デジタル庁や警察庁等で議論が行われているが、本書は個別具体的な議論の内容や施策の適否を論じるものではない。また、裁判所等が示す過失割合の基準に関し、個別の数値を云々する趣旨では

ない。本書が、自動運転を取り巻く法制度のあり方を一般人いわば消費者目線で見たときに、人々の納得が得られる解決を導く仕組みとなっているかについて、市民を始め為政者、法律専門家、自動運転システムの開発提供者など幅広い人々が目を向けるきっかけとなれば幸いである。

最後に、安部誠治名誉教授始め関西大学社会安全学部の教員・大学院生の方々、筑波大学伊藤誠教授、本書のきっかけとなる研究をご指導いただいた早稲田大学石田敏郎名誉教授、多くの議論をさせていただいた事故削減学際研究会のメンバーの方々に心より謝意を表したい。また、第7章の調査の一部は国土交通省・自動車事故対策機構の補助で行われた。記して感謝する。さらに、本書が形となるまでに大変ご尽力いただいた法律文化社の梶谷修氏及び畑光氏に、深く御礼を申し上げたい。

2024年8月

岡本満喜子